

産後ケア事業の
内容が拡充しました！

令和7年度 浅口市産後ケア事業

出産後は、お母さんの体のホルモンの変化により、心身が最も不安定な時期です。産後ケアとは、医療機関や助産院でお母さんのこころとからだのケアや育児のサポートなどが受けられる事業です。
★令和7年度、産後ケア事業の内容が拡充し、居宅訪問型サービスを追加し、市からの助成額や助成回数、実施機関が増えました。

対象の方

浅口市に住民票がある産後1年以内（子の1歳の誕生日まで）のお母さんとお子さんで産後ケアを必要とする人
流産や死産を経験された方もご利用いただけます（妊娠届出前に流産や死産をされた方を除く）
※ただし、お母さん、お子さんともに医療行為が必要でない方に限ります

事業の内容

助産師等から下記のサービスを受けることができます。

- ・ショートステイ（宿泊）型サービス：実施機関に宿泊し、休養の機会の提供と心身のケアや育児サポート等の支援を受ける
- ・通所（日帰り）型サービス：実施機関に日中通い、心身のケアや育児サポート等の支援を受ける
- ・母乳ケア型サービス：実施機関に短時間通い、乳房のケア（乳房マッサージを含む）や授乳に関する指導を受ける
- ・居宅訪問（アウトリーチ）型サービス：助産師等の自宅への訪問による心身のケアや育児サポート等の支援を受ける



	市からの助成額			助成回数
	①生活保護世帯 または 市民税非課税世帯	②市民税課税世帯	多胎児加算 ※①または②に加算 (2人目以降の 1人につき 上限7回まで)	
ショートステイ (宿泊)型 サービス	1単位(1泊2日)あたり 35,000円以内	1単位(1泊2日)あたり 30,000円以内	/	通算 7単位以内
通所(日帰り)型 サービス	1単位(1日)あたり 25,000円以内	1単位(1日)あたり 20,000円以内		
母乳ケア型 サービス	1単位(1回)あたり 10,000円以内	1単位(1回)あたり (母乳ケア型・訪問型 あわせて1~5回目) 7,500円以内	1単位(1回)あたり 10,000円以内	通算 7単位以内
居宅訪問 (アウトリーチ)型 サービス		(母乳ケア型・訪問型 あわせて6~7回目) 5,000円以内		

※利用したサービスの総額から、上記の助成額を差し引いた自己負担額が必要になります。

自己負担額は実施機関によって異なるため、直接実施機関にお問い合わせください。

※住民基本台帳又は市民税課税台帳等で確認することがあります。

※サービスの組み合わせは自由です。

※多胎児の受け入れは、直接実施機関にご相談ください。

※きょうだい児や家族の付き添いを希望する場合は、直接実施機関にご相談ください。

※お母さんだけでも利用できますが、お子さんのみの利用は行っていません。